



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年12月22日金曜日 第471号外1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	(人事課)..... 1
愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(消防防災安全課).....47
災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例.....	(保健福祉課).....49
えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例.....	(男女参画・子育て支援課).....49

## 条 例

### ○愛媛県条例第33号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～11 省略</p> <p>12 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第3項、第4項及び第6項 <u>      </u>の規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額 <u>      </u>に、職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額(特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る運賃等を負担することを常例とする職員にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額)に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当</p>	<p>(給料表)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～11 省略</p> <p>12 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第3項、第4項、<u>第6項及び前項</u>の規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額 <u>又はその者の属する職務の級に応じた額</u>に、職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額(特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る運賃等を負担することを常例とする職員にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額)に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当</p>

額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が93,000円を超えるときは、支給単位期間につき、93,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が93,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、93,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 省略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が93,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、93,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 省略

（初任給調整手当）

**第18条の4** 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額415,600円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額51,100円

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額50,300円

(4) 省略

2・3 省略

（期末手当）

**第19条** 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につい

額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が78,000円を超えるときは、支給単位期間につき、78,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が78,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、78,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 省略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が78,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、78,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 省略

（初任給調整手当）

**第18条の4** 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額414,800円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額50,800円

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額50,000円

(4) 省略

2・3 省略

（期末手当）

**第19条** 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につい

ては、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 省略

( 勤勉手当 )

**第19条の4 省略**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定幹部職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 省略

ては、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 省略

( 勤勉手当 )

**第19条の4 省略**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部職員にあつては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,023	209,185	242,273	273,148	297,083	324,941	367,583	412,638	462,521
	2	164,130	210,895	243,781	274,757	299,195	327,154	370,198	415,052	465,639
	3	165,337	212,604	245,189	276,265	301,207	329,366	372,611	417,566	468,656
	4	166,443	214,113	246,597	277,874	303,117	331,378	375,025	419,980	471,673
	5	167,549	215,622	247,804	279,383	304,928	333,389	376,936	421,891	474,690
	6	168,655	217,432	249,413	281,093	306,738	335,400	379,450	424,003	477,707
	7	169,762	219,142	250,922	282,903	308,347	337,311	381,763	426,115	480,724
	8	170,868	220,851	252,330	284,713	309,956	339,222	384,277	428,327	483,842
	9	171,874	222,360	253,436	286,423	311,565	341,133	386,691	430,238	486,557
	10	173,282	223,868	254,844	288,334	313,778	343,144	389,306	432,350	489,675
	11	174,589	225,377	256,352	290,144	315,990	345,156	391,921	434,462	492,692
	12	175,896	226,885	257,660	291,954	318,002	347,167	394,536	436,373	495,810
	13	177,103	228,092	258,967	293,764	320,013	348,977	396,849	438,082	498,525
	14	178,612	229,500	260,174	295,374	322,025	350,989	399,162	439,893	500,838
	15	180,120	230,908	261,381	296,782	323,935	352,900	401,374	441,804	503,151
	16	181,729	232,316	262,588	298,190	325,846	354,810	403,687	443,714	505,464
	17	182,836	233,724	263,795	299,698	327,757	356,520	405,498	445,525	507,476
	18	184,244	235,333	265,102	301,710	329,769	358,532	407,409	447,335	508,884
	19	185,652	236,842	266,409	303,721	331,679	360,342	409,319	449,145	510,392
	20	187,060	238,250	267,717	305,531	333,590	362,253	411,130	450,855	511,800
	21	188,367	239,457	269,125	307,241	335,300	364,163	412,940	452,665	513,007
	22	190,680	241,066	270,633	309,152	337,311	366,074	414,750	454,174	514,415
	23	192,893	242,574	272,242	311,063	339,323	367,985	416,560	455,582	515,924
	24	195,105	243,982	273,751	312,873	341,234	369,896	418,371	457,090	517,432
	25	197,318	244,988	275,360	314,582	342,641	371,807	419,980	458,498	518,538
	26	199,028	246,497	277,070	316,594	344,552	373,718	421,488	459,806	519,645
	27	200,536	247,804	278,679	318,605	346,463	375,628	422,997	461,113	520,852
	28	202,045	249,011	280,288	320,516	348,374	377,539	424,505	462,320	522,058
	29	203,553	250,117	281,897	322,226	349,983	379,048	426,014	463,325	523,064
	30	204,961	251,123	283,406	324,237	351,894	380,858	427,321	464,029	523,969
	31	206,369	252,028	284,914	326,249	353,704	382,668	428,629	464,834	524,874
	32	207,777	252,933	286,423	328,260	355,514	384,277	429,836	465,538	525,779

	33	209,185	253,838	287,529	329,467	357,325	385,987	431,043	466,242	526,584
	34	210,493	254,743	289,138	331,478	359,135	387,395	432,350	467,047	527,489
	35	211,800	255,548	290,647	333,389	360,845	388,803	433,657	467,751	528,193
	36	213,107	256,352	292,155	335,400	362,554	390,211	434,864	468,354	528,696
	37	214,415	257,056	293,563	337,311	363,962	391,619	436,071	468,857	529,400
	38	215,622	258,163	295,172	339,222	365,270	392,826	436,876	469,460	530,003
	39	216,828	259,370	296,782	341,133	366,577	394,033	437,680	470,064	530,808
	40	217,935	260,476	298,391	343,044	367,985	395,038	438,485	470,667	531,411
	41	219,041	261,683	299,899	344,854	369,091	396,145	439,088	471,170	531,914
	42	220,147	262,889	301,508	346,765	369,997	397,352	439,792	471,673	
	43	221,153	263,996	303,017	348,575	371,002	398,458	440,496	472,075	
	44	222,159	265,102	304,525	350,385	372,109	399,564	441,200	472,377	
	45	223,064	266,208	306,135	351,894	372,913	400,268	442,005	472,679	
	46	223,969	267,315	307,744	353,302	373,818	400,972	442,809		
	47	224,874	268,421	309,353	354,710	374,723	401,676	443,211		
	48	225,779	269,427	310,861	356,218	375,528	402,380	443,915		
	49	226,684	270,432	311,767	357,727	376,332	402,983	444,418		
	50	227,589	271,438	313,275	358,532	377,137	403,587	444,821		
	51	228,495	272,444	314,784	359,537	377,942	404,090	445,223		
	52	229,400	273,349	316,393	360,543	378,646	404,492	445,625		
	53	230,204	274,254	318,002	361,448	379,350	404,894	446,027		
	54	231,109	275,159	319,611	362,554	380,054	405,196	446,430		
	55	232,014	276,064	321,120	363,459	380,758	405,498	446,832		
	56	232,819	276,969	322,628	364,465	381,462	405,799	447,134		
	57	233,121	277,874	324,036	365,370	381,964	406,101	447,435		
	58	233,925	278,780	325,243	366,074	382,568	406,403	447,838		
	59	234,629	279,685	326,349	366,778	383,171	406,705	448,139		
定年	60	235,233	280,590	327,455	367,382	383,875	407,006	448,441		
前再	61	235,836	281,596	328,159	367,784	384,277	407,308	448,743		
任用	62	236,540	282,601	329,065	368,387	384,981	407,610			
短時	63	237,144	283,506	329,869	369,091	385,585	407,911			
間勤	64	237,646	284,411	330,674	369,795	386,188	408,213			
務職	65	238,149	284,914	331,478	370,097	386,591	408,515			
員以	66	238,652	285,618	331,881	370,801	387,194	408,817			
外の	67	239,155	286,322	332,484	371,505	387,797	409,118			
職員	68	239,758	287,227	333,188	372,109	388,401	409,420			
	69	240,261	288,233	333,992	372,410	388,803	409,621			

70	240,764	289,038	334,696	373,014	389,306	409,923
71	241,267	289,842	335,400	373,718	389,809	410,225
72	241,770	290,647	336,004	374,321	390,412	410,426
73	242,273	291,351	336,507	374,623	390,714	410,627
74	242,775	291,854	337,110	375,226	391,116	410,929
75	243,178	292,256	337,613	375,930	391,519	411,230
76	243,681	292,658	338,216	376,534	391,921	411,431
77	244,183	292,859	338,518	376,936	392,223	411,633
78	244,686	293,161	339,021	377,439	392,524	411,934
79	245,189	293,362	339,423	378,042	392,826	412,236
80	245,692	293,664	339,826	378,545	393,027	412,437
81	246,094	293,865	340,228	379,048	393,228	412,638
82	246,597	294,066	340,731	379,651	393,530	412,940
83	246,999	294,368	341,234	380,154	393,832	413,242
84	247,402	294,569	341,736	380,456	394,033	413,443
85	247,804	294,871	342,038	380,858	394,234	413,644
86	248,206	295,172	342,440	381,361	394,536	
87	248,609	295,474	342,943	381,763	394,837	
88	249,011	295,776	343,345	382,166	395,038	
89	249,413	296,078	343,647	382,568	395,240	
90	249,916	296,480	344,049	383,071	395,541	
91	250,218	296,782	344,552	383,473	395,843	
92	250,519	297,184	344,955	383,875	396,044	
93	250,821	297,385	345,156	384,177	396,245	
94		297,586	345,558	384,680		
95		297,888	346,061	385,082		
96		298,290	346,463	385,484		
97		298,491	346,664	385,786		
98		298,793	347,067	386,289		
99		299,195	347,469	386,691		
100		299,598	347,771	387,093		
101		299,799	348,072	387,395		
102		300,100	348,475			
103		300,503	348,877			
104		300,804	349,279			
105		301,006	349,782			
106		301,307	350,184			

107			301,710	350,587						
108			302,011	350,989						
109			302,212	351,492						
110			302,615	351,894						
111			303,017	352,196						
112			303,319	352,497						
113			303,520	353,000						
114			303,721							
115			304,023							
116			304,425							
117			304,626							
118			304,827							
119			305,129							
120			305,431							
121			305,833							
122			306,034							
123			306,336							
124			306,637							
125			306,939							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		189,775	217,432	257,660	277,170	292,356	318,002	360,040	393,429	444,921

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	189,172	205,263	229,199	266,812	304,224	328,361	353,805	386,792	427,422
	2	190,982	206,973	231,210	268,320	306,034	330,473	356,017	389,004	429,232
	3	192,893	208,783	233,020	269,728	307,744	332,484	358,230	390,915	431,143
	4	194,602	210,593	234,830	271,136	309,554	334,495	360,141	392,826	433,054
	5	196,010	212,504	236,842	272,645	311,063	336,507	362,052	394,536	434,462
	6	197,921	214,616	238,350	273,952	312,873	338,015	364,063	396,547	436,071
	7	199,732	216,929	239,859	275,159	314,784	339,524	366,074	398,357	437,680
	8	201,642	219,142	241,468	276,366	316,694	341,032	367,885	400,168	439,189
	9	203,251	221,052	243,379	277,372	318,304	342,541	369,594	401,877	440,597
	10	204,961	223,164	244,988	278,578	320,315	344,753	371,606	403,788	442,306
	11	206,671	225,276	246,698	279,785	322,326	346,966	373,617	405,799	443,915
	12	208,381	227,087	248,206	280,892	324,338	348,977	375,628	407,811	445,323
	13	210,090	228,897	249,916	281,998	326,249	350,788	377,439	409,420	446,229
	14	212,102	230,707	251,827	283,305	327,858	352,799	379,450	411,532	447,838
	15	214,214	232,417	253,637	284,311	329,366	354,710	381,462	413,543	449,648
	16	216,225	234,026	255,447	285,317	330,875	356,621	383,473	415,655	451,458
	17	218,337	235,937	256,755	286,021	332,383	358,532	385,082	417,365	452,967
	18	220,147	237,345	258,263	287,429	334,596	360,543	387,093	418,974	454,777
	19	222,058	238,753	259,772	288,736	336,708	362,454	389,004	420,583	456,587
	20	223,969	240,161	261,180	290,043	338,820	364,465	391,016	422,192	458,297
	21	225,880	241,770	262,588	291,049	340,530	366,175	392,725	423,701	459,906
	22	227,690	243,278	263,392	292,055	342,340	368,086	394,837	425,310	461,616
	23	229,299	244,887	264,197	293,262	344,150	369,896	396,849	426,718	463,225
	24	230,808	246,497	265,102	294,368	345,960	371,807	398,860	428,126	465,035
	25	232,718	248,106	266,007	295,273	347,871	373,516	400,369	429,232	466,544
	26	234,126	249,715	267,113	296,782	349,883	375,528	402,380	430,640	467,952
	27	235,434	251,324	268,220	298,391	351,793	377,539	404,391	432,149	469,460
	28	236,842	252,832	269,125	299,899	353,604	379,551	406,503	433,657	470,768
	29	238,552	253,838	269,929	301,508	355,414	381,361	408,012	434,965	471,975
	30	240,261	255,347	270,935	303,218	357,526	383,473	409,822	436,674	472,679
	31	241,870	256,855	272,041	304,928	359,336	385,484	411,431	438,284	473,382
	32	243,379	258,263	272,946	306,637	361,247	387,496	413,141	439,893	474,086



	33	244,887	259,470	273,449	307,945	362,655	389,306	414,750	441,301	474,589
	34	246,597	260,476	274,656	309,554	364,666	391,418	416,259	443,010	475,394
	35	248,206	261,381	275,662	311,264	366,577	393,429	417,767	444,720	476,098
	36	249,815	262,286	276,668	312,873	368,589	395,340	419,175	446,329	476,701
	37	250,821	263,292	277,271	314,482	370,499	397,050	420,382	447,737	477,003
	38	252,330	264,499	278,176	315,890	372,611	398,458	421,891	448,441	477,606
	39	253,838	265,605	278,981	317,398	374,522	399,765	423,399	449,145	478,109
	40	255,246	266,409	279,785	318,907	376,534	401,073	424,807	449,849	478,612
	41	256,453	267,315	280,590	320,214	378,444	402,078	426,316	450,251	479,115
	42	257,358	268,320	281,596	321,723	380,556	403,185	427,623	450,855	479,517
	43	258,263	269,326	282,501	323,231	382,568	404,190	428,830	451,559	479,920
	44	259,068	270,131	283,305	324,740	384,579	405,196	430,037	452,162	480,322
	45	259,872	270,734	284,110	326,249	386,289	406,302	431,043	452,967	480,624
	46	260,878	271,840	285,317	327,958	387,999	407,509	431,747	453,671	
	47	261,783	272,745	286,523	329,668	389,608	408,615	432,551	454,174	
	48	262,387	273,852	287,831	331,277	391,217	409,722	433,356	454,676	
	49	262,990	274,556	289,239	332,685	392,424	410,929	433,858	455,179	
	50	263,895	275,461	290,848	334,093	393,429	411,733	434,261	455,481	
	51	264,800	276,366	292,155	335,501	394,435	412,538	434,663	455,783	
	52	265,705	277,170	293,463	337,110	395,441	413,141	434,965	456,185	
	53	266,208	277,975	294,871	338,619	396,547	413,644	435,266	456,587	
	54	267,415	278,679	296,379	340,228	397,653	414,348	435,669	456,788	
	55	268,220	279,484	297,787	341,837	398,760	415,052	435,970	457,090	
	56	269,326	280,288	299,195	343,446	399,866	415,655	436,272	457,291	
	57	270,030	280,992	300,402	344,351	401,173	416,359	436,574	457,694	
	58	270,835	282,299	302,011	346,061	401,978	416,762	436,876	457,895	
	59	271,539	283,506	303,620	347,670	402,782	417,365	437,177	458,096	
	60	272,242	284,814	304,928	349,279	403,386	417,968	437,479	458,297	
	61	272,846	286,121	306,235	350,888	403,889	418,371	437,781	458,699	
	62	273,449	287,529	307,744	352,598	404,593	418,974	438,082		
	63	274,053	288,736	309,152	354,207	405,297	419,477	438,384		
	64	274,656	290,144	310,459	355,917	406,001	419,980	438,686		
	65	275,360	291,451	311,767	357,425	406,302	420,483	438,988		
	66	276,366	292,558	313,376	359,034	407,006	421,086	439,289		
	67	277,372	293,664	314,784	360,543	407,710	421,488	439,591		
定年	68	278,176	294,770	316,192	362,052	408,213	421,991	439,893		
前再										
任用	69	279,081	296,178	317,499	363,258	408,615	422,394	440,094		

短時	70	280,288	297,586	318,907	364,666	409,118	422,695	440,396		
間勤	71	281,394	298,894	320,214	365,974	409,722	422,997	440,697		
務職	72	282,601	300,000	321,622	367,382	410,225	423,299	440,898		
員以										
外の	73	283,607	301,106	322,326	368,488	410,727	423,600	441,100		
職員	74	284,613	302,212	323,835	369,695	411,130	423,902	441,401		
	75	285,618	303,319	325,343	370,902	411,633	424,204	441,703		
	76	286,624	304,425	327,053	372,109	412,135	424,505	442,005		
	77	287,630	305,330	328,863	373,416	412,638	424,707	442,206		
	78	288,736	306,738	330,573	374,623	413,141	425,008	442,508		
	79	289,742	307,945	332,182	375,830	413,744	425,310	442,809		
	80	290,345	309,252	333,791	376,936	414,247	425,511	443,111		
	81	291,250	310,459	335,400	378,042	414,650	425,712	443,312		
	82	292,256	311,867	337,010	379,249	415,253	426,014	443,614		
	83	293,161	312,973	338,619	380,355	415,756	426,316	443,915		
	84	293,966	314,281	340,228	381,562	415,957	426,517	444,217		
	85	295,072	315,186	341,636	382,668	416,259	426,718	444,418		
	86	296,178	316,493	343,144	383,272	416,762	427,020			
	87	297,083	317,801	344,653	383,775	417,063	427,321			
	88	298,089	319,309	346,061	384,277	417,365	427,523			
	89	299,095	320,818	347,368	384,881	417,667	427,724			
	90	300,201	322,326	348,575	385,484	418,069	428,025			
	91	301,307	323,734	349,782	386,088	418,471	428,327			
	92	302,413	325,243	351,089	386,691	418,874	428,528			
	93	302,916	326,450	352,397	386,993	419,175	428,729			
	94	304,023	327,757	353,905	387,496	419,578				
	95	305,129	329,065	355,414	388,099	419,980				
	96	306,436	330,372	356,822	388,602	420,382				
	97	307,543	331,579	358,129	389,004	420,684				
	98	308,749	332,886	359,336	389,407	421,086				
	99	309,956	334,093	360,442	390,010	421,488				
	100	311,163	335,300	361,649	390,513	421,891				
	101	312,269	336,708	362,755	390,915	422,192				
	102	313,275	337,613	363,862	391,418					
	103	314,281	338,619	364,968	392,021					
	104	315,286	339,725	366,074	392,524					
	105	316,091	340,831	367,281	392,826					
	106	316,694	341,938	367,784	393,228					

107	317,298	342,943	368,387	393,731						
108	317,901	343,949	368,991	394,033						
109	318,404	345,156	369,594	394,334						
110	318,907	346,161	370,097	394,837						
111	319,309	347,167	370,600	395,340						
112	319,812	348,072	371,103	395,843						
113	320,617	348,977	371,505	396,145						
114	321,321	349,883	371,907	396,648						
115	322,025	350,888	372,511	397,150						
116	322,628	351,894	373,014	397,653						
117	323,231	352,900	373,416	397,955						
118	324,036	353,302	373,919	398,458						
119	324,740	353,905	374,522	398,961						
120	325,545	354,509	375,025	399,464						
121	326,148	354,810	375,226	399,866						
122	326,450	355,213	375,729	400,369						
123	326,953	355,716	376,232	400,771						
124	327,455	356,118	376,634	401,274						
125	327,757	356,520	377,137	401,676						
126		356,922	377,640							
127		357,425	378,143							
128		357,828	378,646							
129		358,230	378,947							
130			379,450							
131			379,953							
132			380,456							
133			380,758							
134			381,260							
135			381,663							
136			382,065							
137			382,367							
138			382,869							
139			383,372							
140			383,875							
141			384,177							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	243,882	255,648	259,772	291,250	307,945	322,125	345,860	381,361	413,242	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3(第3条関係)

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,426	211,297	293,262	340,831	393,731
	2	164,532	214,415	295,675	342,943	396,547
	3	165,739	217,130	297,988	344,854	399,162
	4	166,845	219,644	300,302	346,564	401,877
	5	167,951	222,159	302,413	348,273	403,989
	6	169,259	223,868	304,324	349,782	406,705
	7	170,566	225,578	306,135	351,190	409,420
	8	171,874	227,489	307,844	352,397	412,135
	9	172,879	229,400	309,554	353,905	414,650
	10	174,589	231,612	311,867	355,816	417,264
	11	176,198	234,026	314,080	357,828	419,980
	12	177,908	236,037	316,493	359,537	422,595
	13	179,316	238,049	318,304	361,348	425,209
	14	181,227	240,462	320,617	363,158	427,925
	15	183,137	242,977	323,030	364,767	430,741
	16	185,149	245,290	325,343	366,275	433,456
	17	186,859	247,502	327,556	367,784	435,970
	18	188,971	249,916	329,769	369,695	438,485
	19	191,183	252,531	331,679	371,405	440,999
	20	193,194	255,045	333,590	373,315	443,413
	21	195,206	257,459	335,602	374,824	445,826
	22	197,217	259,772	337,010	376,735	448,441
	23	199,229	261,984	338,216	378,444	451,056
	24	201,039	264,197	339,624	380,154	453,369
	25	202,849	266,510	341,234	381,562	455,582
	26	205,062	268,823	342,943	383,272	457,895
	27	207,174	271,036	344,753	385,183	460,409
	28	209,286	273,148	346,363	387,093	462,823
	29	211,398	275,461	347,972	388,803	465,337
	30	212,504	277,573	349,581	390,613	467,851
	31	213,811	279,484	350,989	392,524	470,365
	32	215,119	281,294	352,296	394,334	472,779

	33	216,828	283,003	353,503	395,843	475,092
	34	218,538	285,015	354,911	397,653	477,506
	35	220,348	287,026	356,218	399,262	479,920
	36	221,957	288,837	357,526	400,972	482,434
	37	223,466	290,546	358,733	402,179	484,847
	38	225,377	291,653	359,940	403,587	487,362
	39	227,288	292,759	361,146	404,995	489,775
	40	228,997	293,865	362,353	406,403	492,290
	41	230,707	294,871	363,057	407,710	494,603
	42	232,316	295,575	364,163	409,018	496,815
	43	234,026	296,078	365,370	410,526	499,028
	44	235,534	296,580	366,477	412,035	501,240
	45	237,043	297,083	367,583	413,242	502,850
	46	238,552	297,988	368,790	414,448	504,358
	47	240,060	298,994	369,997	416,058	505,967
	48	241,468	299,899	371,103	417,566	507,476
	49	242,876	300,905	372,109	418,874	509,185
	50	244,586	301,911	373,416	420,282	510,593
	51	246,195	302,816	374,723	421,690	512,001
	52	247,603	303,721	375,930	423,097	513,510
	53	248,810	304,727	376,634	424,505	514,616
	54	250,419	305,632	377,640	425,913	515,823
	55	252,028	306,436	378,545	427,321	517,030
	56	253,436	307,241	379,350	428,729	518,237
	57	254,643	307,643	380,054	429,836	519,142
定年	58	255,850	308,347	380,758	431,143	520,148
前再	59	256,755	309,252	381,462	432,551	521,153
任用	60	257,660	309,956	382,166	433,858	522,159
短時	61	258,565	310,660	382,769	434,663	523,265
間勤	62	259,370	311,666	383,473	435,568	524,170
務職	63	260,174	312,571	384,277	436,574	524,874
員以	64	260,979	313,476	385,082	437,479	525,578
外の	65	261,783	314,281	385,685	438,384	526,383
職員	66	262,588	315,186	386,490	439,189	527,187
	67	263,292	316,091	387,194	439,792	527,992
	68	263,895	316,996	387,898	440,597	528,797

69	264,499	317,901	388,501	440,999	529,501
70	265,504	318,907	389,205	441,602	530,305
71	266,711	319,913	389,909	442,105	531,110
72	267,717	320,918	390,613	442,608	531,914
73	268,924	321,421	391,317	443,111	532,618
74	270,131	322,427	391,921		
75	271,136	323,533	392,524		
76	272,142	324,539	393,228		
77	273,148	325,645	393,932		
78	274,153	326,651	394,536		
79	275,159	327,556	395,139		
80	276,064	328,461	395,742		
81	277,070	329,366	396,346		
82	278,176	330,171	396,949		
83	279,282	330,875	397,553		
84	280,188	331,478	398,156		
85	281,093	331,981	398,659		
86	281,998	332,484	399,162		
87	282,903	332,987	399,665		
88	283,607	333,389	400,369		
89	284,411	333,691	400,771		
90	285,518	334,194			
91	286,523	334,696			
92	287,529	335,099			
93	288,434	335,400			
94	289,339	335,803			
95	290,345	336,205			
96	291,250	336,607			
97	291,552	337,110			
98	292,457	337,613			
99	293,161	338,116			
100	294,066	338,619			
101	294,971	339,122			
102	295,575	339,624			
103	296,279	340,127			
104	296,983	340,630			

	105	297,486	341,032			
	106	297,988	341,435			
	107	298,491	341,938			
	108	298,894	342,340			
	109	299,095	342,843			
	110	299,497	343,245			
	111	299,799	343,748			
	112	300,000	344,150			
	113	300,302	344,653			
	114	300,603	345,055			
	115	300,905	345,558			
	116	301,207	345,960			
	117	301,508	346,463			
	118	301,810	346,865			
	119	302,011	347,268			
	120	302,313	347,670			
	121	302,615	348,072			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		219,745	261,180	286,121	328,863	387,898

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	266,208	348,575	409,219	477,405
	2	268,723	351,592	411,934	479,718
	3	271,136	354,408	414,448	481,931
	4	273,550	357,325	417,063	484,244
	5	275,662	359,839	419,477	486,457
	6	279,182	362,856	421,488	488,569
	7	282,702	365,873	423,299	490,781
	8	286,121	368,689	425,209	492,793
	9	289,742	370,801	427,020	494,703
	10	293,262	373,315	429,735	496,815
	11	296,882	376,031	432,249	498,927
	12	300,402	378,545	434,663	501,039
	13	303,922	381,260	436,876	503,151
	14	307,844	384,680	439,390	505,062
	15	311,767	387,697	441,401	507,174
	16	315,387	391,016	443,513	509,286
	17	319,008	394,033	445,525	511,197
	18	322,527	396,648	447,737	513,208
	19	326,047	399,061	449,950	515,220
	20	329,567	401,576	452,062	517,030
	21	333,188	404,190	453,470	518,840
	22	336,909	406,202	455,883	520,650
	23	340,328	407,811	458,196	522,461
	24	343,647	409,420	460,409	524,271
	25	346,966	411,130	462,420	525,880
	26	349,480	413,342	464,733	527,690
	27	351,995	415,454	466,946	529,501
	28	354,308	417,466	469,259	531,311
	29	356,420	419,578	471,371	532,920
	30	358,129	421,690	473,584	534,730
	31	359,839	423,299	475,897	536,540
	32	361,649	425,008	478,009	538,351



	33	363,560	426,919	479,819	539,960
	34	365,773	428,428	481,931	541,770
	35	367,885	430,238	484,043	543,480
	36	369,896	432,048	486,054	545,189
	37	371,807	433,959	488,166	546,799
	38	374,019	435,970	489,876	548,408
	39	376,131	437,781	491,686	549,816
	40	378,143	439,692	493,496	551,425
	41	380,154	441,502	495,106	552,933
	42	380,858	443,211	496,916	554,341
	43	381,462	444,921	498,726	555,749
	44	382,166	446,731	500,335	557,057
	45	383,071	448,542	501,743	558,264
定年	46	384,378	450,352	503,453	559,269
前再	47	385,685	452,062	505,263	560,275
任用	48	386,993	453,771	506,973	561,281
短時	49	387,797	455,380	508,481	562,286
間勤	50	388,602	457,090	509,789	563,192
務職	51	389,407	458,800	511,096	564,097
員以	52	389,909	460,510	512,404	565,002
外の	53	390,714	462,420	513,409	565,806
職員	54	391,519	463,627	514,717	566,711
	55	392,223	464,834	516,024	567,617
	56	392,926	466,041	517,332	568,522
	57	393,630	467,047	518,337	569,427
	58	394,536	468,052	519,142	570,332
	59	395,240	468,957	519,946	571,237
	60	395,843	469,762	520,751	571,941
	61	396,346	470,567	521,656	572,846
	62	396,849	471,271	522,461	573,751
	63	397,251	471,975	523,366	574,656
	64	397,653	472,578	524,170	575,562
	65	397,955	473,282	525,075	576,467
	66		473,986	525,981	
	67		474,589	526,685	
	68		475,193	527,590	

69		475,494	528,495	
70		476,098	529,299	
71		476,802	530,205	
72		477,506	531,110	
73		477,908	531,914	
74		478,512	532,819	
75		479,216	533,724	
76		479,920	534,428	
77		480,322	535,233	
78		480,925	536,138	
79		481,529	537,043	
80		482,032	537,948	
81		482,635	538,753	
82		483,138	539,658	
83		483,641	540,563	
84		484,143	541,468	
85		484,546	542,273	
86		485,149	543,178	
87		485,551	544,083	
88		486,054	544,988	
89		486,557	545,793	
90		487,161		
91		487,764		
92		488,166		
93		488,669		
94		489,273		
95		489,876		
96		490,379		
97		490,882		
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	298,994	341,636	396,547	470,064

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	168,153	203,955	237,445	260,275	289,038	332,283	375,528
	2	169,561	205,565	238,753	261,381	290,848	334,294	378,143
	3	170,969	207,073	240,060	262,588	292,859	336,205	380,758
	4	172,376	208,481	241,267	263,694	294,770	338,116	383,372
	5	173,684	209,990	242,474	264,901	296,580	339,926	385,685
	6	175,494	211,197	243,681	266,108	298,592	341,938	388,401
	7	177,204	212,403	244,787	267,214	300,402	343,949	391,016
	8	178,813	213,610	245,893	268,220	302,313	345,960	393,731
	9	180,422	215,018	246,798	269,326	304,123	347,771	395,843
	10	182,132	216,527	247,905	270,030	305,732	349,883	398,056
	11	183,741	218,035	249,212	270,734	307,241	351,894	400,268
	12	185,652	219,544	250,318	271,539	308,850	353,905	402,481
	13	187,060	220,952	251,626	272,544	310,560	355,414	404,492
	14	188,870	222,460	252,832	273,550	312,470	357,425	406,503
	15	190,881	223,969	254,039	274,556	314,482	359,336	408,515
	16	192,692	225,477	255,246	275,662	316,292	361,348	410,526
	17	194,602	226,785	256,051	276,869	318,102	363,158	412,337
	18	195,809	228,092	257,258	278,377	320,013	365,169	414,247
	19	197,318	229,500	258,364	279,986	321,924	367,181	416,158
	20	198,726	230,808	259,470	281,596	323,734	369,091	417,968
	21	199,933	231,914	260,677	283,104	325,545	370,801	419,779
	22	201,441	233,020	261,482	284,713	327,455	372,812	421,388
	23	202,849	234,126	262,286	286,322	329,266	374,824	422,997
	24	204,157	235,233	263,091	287,931	331,177	376,835	424,505
	25	205,766	236,339	263,996	289,541	332,886	378,243	426,014
	26	206,771	237,546	265,001	291,049	334,797	380,054	427,321
	27	207,878	238,753	266,007	292,558	336,708	381,864	428,629
	28	208,984	239,859	267,013	294,167	338,518	383,573	429,936
	29	210,191	240,865	268,220	295,474	339,826	385,283	431,244
	30	211,297	242,172	269,728	296,983	341,636	386,792	432,451
	31	212,403	243,580	271,237	298,491	343,345	388,300	433,657
	32	213,510	244,787	272,544	300,000	345,156	389,809	434,764
	33	214,918	245,793	273,751	301,508	346,865	391,116	435,970

	34	216,225	247,100	275,360	303,117	348,676	392,424	437,177
	35	217,532	248,005	276,869	304,727	350,486	393,731	438,384
	36	218,739	249,212	278,377	306,336	352,296	394,837	439,591
	37	219,745	250,419	279,685	307,643	353,905	395,944	440,898
	38	220,751	251,525	281,093	309,252	355,615	397,050	441,703
	39	221,756	252,531	282,400	310,761	357,224	398,156	442,105
	40	222,762	253,536	283,707	312,269	358,833	399,262	442,809
	41	223,667	254,442	284,814	313,878	360,040	400,067	443,312
	42	224,472	255,246	286,222	315,488	361,146	400,872	443,714
	43	225,276	256,051	287,630	317,097	362,353	401,676	444,117
	44	226,181	256,855	288,937	318,605	363,560	402,481	444,519
	45	227,087	257,660	290,245	319,510	364,566	402,883	444,921
	46	227,992	258,867	291,854	320,918	365,370	403,486	445,323
	47	228,897	260,074	293,362	322,427	366,376	403,989	445,726
	48	229,802	261,180	294,770	324,036	367,482	404,391	446,027
	49	230,506	262,487	295,977	325,444	368,488	404,794	446,329
	50	231,411	263,795	297,486	326,751	369,494	405,095	446,731
	51	232,316	264,901	298,793	327,958	370,499	405,397	447,033
	52	233,121	265,907	300,302	329,165	371,405	405,699	447,335
定年	53	233,422	266,912	301,609	330,171	372,209	406,001	447,637
前再	54	234,227	268,019	303,017	331,177	373,014	406,302	
任用	55	234,830	269,125	304,425	332,182	373,919	406,604	
短時	56	235,534	270,231	305,732	333,087	374,723	406,906	
間勤								
務職	57	236,138	270,935	306,738	333,590	375,226	407,207	
員以	58	236,741	272,041	307,945	334,495	376,031	407,509	
外の	59	237,244	273,148	309,152	335,300	376,835	407,811	
職員	60	237,747	274,053	310,560	336,205	377,640	408,213	
	61	238,350	274,857	311,867	336,909	378,042	408,414	
	62	238,853	275,863	313,074	337,211	378,746	408,716	
	63	239,356	276,768	314,281	337,714	379,450	409,018	
	64	239,960	277,673	315,488	338,317	380,054	409,319	
	65	240,462	278,478	316,795	338,920	380,456	409,521	
	66	240,965	279,484	317,600	339,624	381,059		
	67	241,569	280,389	318,304	340,328	381,763		
	68	242,071	281,294	319,008	340,932	382,367		
	69	242,574	282,199	319,611	341,636	382,769		

70	243,077	283,205	320,315	342,139	383,272
71	243,479	284,311	321,019	342,742	383,775
72	243,982	285,317	321,622	343,345	384,277
73	244,485	285,920	322,226	343,647	384,881
74	244,988	286,423	322,427	344,251	385,384
75	245,491	286,926	322,930	344,753	385,987
76	245,994	287,730	323,433	345,256	386,591
77	246,295	288,535	324,036	345,759	387,093
78	246,597	289,138	324,539	346,262	387,596
79	246,899	289,742	325,042	346,765	388,099
80	247,100	290,245	325,444	347,167	388,602
81	247,301	290,747	326,047	347,469	388,904
82	247,603	291,250	326,550	347,771	389,407
83	247,905	291,653	326,953	348,173	389,809
84	248,106	291,954	327,455	348,475	390,211
85	248,307	292,155	327,958	348,977	390,613
86		292,356	328,361	349,279	391,116
87		292,558	328,562	349,581	391,519
88		292,759	328,863	349,883	391,921
89		293,161	329,266	350,285	392,323
90		293,362	329,668	350,587	392,826
91		293,563	330,070	350,989	393,228
92		293,764	330,473	351,291	393,630
93		294,167	330,774	351,693	394,033
94		294,368	330,975	351,995	
95		294,569	331,378	352,296	
96		294,871	331,679	352,598	
97		295,172	331,881	352,900	
98		295,374	332,182	353,302	
99		295,575	332,484	353,704	
100		295,876	332,786	354,106	
101		296,178	332,987	354,609	
102		296,379	333,288	355,012	
103		296,580	333,691	355,414	
104		296,882	333,892	355,816	
105		297,184	334,093	356,319	

	106			334,294				
	107			334,696				
	108			334,898				
	109			335,099				
	110			335,501				
	111			335,903				
	112			336,306				
	113			336,507				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		190,781	217,532	245,893	259,370	284,713	325,746	368,287

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	184,545	212,202	255,045	273,952	295,474	334,696	378,243
	2	185,953	214,113	256,453	274,857	296,983	336,708	380,858
	3	187,462	216,124	257,962	275,662	298,592	338,719	383,573
	4	188,870	218,035	259,370	276,466	300,201	340,731	386,188
	5	190,379	220,047	260,576	276,969	301,508	342,742	388,401
	6	191,887	221,857	261,381	277,874	303,218	344,854	390,613
	7	193,396	223,667	262,185	278,578	304,827	346,865	392,926
	8	194,904	225,377	262,889	279,484	306,436	348,877	395,240
	9	196,111	227,087	263,593	280,389	308,045	350,385	397,150
	10	197,821	228,495	264,297	280,992	309,453	352,397	399,262
	11	199,430	229,802	265,102	281,897	310,660	354,308	401,475
	12	200,938	230,707	265,806	282,802	311,968	356,319	403,687
	13	202,346	232,115	266,611	283,707	313,174	358,230	405,598
	14	204,358	233,121	267,516	284,613	314,784	360,241	407,610
	15	206,470	234,126	268,320	285,518	316,393	362,253	409,722
	16	208,481	235,032	269,225	286,423	318,002	364,264	411,733
	17	210,493	236,138	269,728	287,429	319,510	366,175	413,744
	18	212,504	237,546	270,533	288,434	321,019	368,186	415,957
	19	214,616	238,954	271,337	289,440	322,527	370,298	418,170
	20	216,627	240,060	272,142	290,546	323,935	372,310	420,282
	21	218,538	241,166	272,846	291,854	325,343	374,019	422,192
	22	220,248	242,775	273,550	293,262	326,751	376,131	424,103
	23	221,957	244,485	274,254	294,468	328,260	378,243	425,913
	24	223,667	245,893	275,058	295,675	329,668	380,255	427,824
	25	224,975	247,100	275,863	296,782	331,076	382,166	429,534
	26	226,282	248,407	276,567	298,190	332,484	383,775	431,143
	27	227,388	249,815	277,372	299,598	333,892	385,585	432,853
	28	228,394	251,123	278,176	301,006	335,300	387,395	434,462
	29	229,500	252,531	279,182	302,011	336,406	389,105	435,769
	30	230,305	253,536	280,288	303,319	337,915	390,815	437,077
	31	231,109	254,341	281,696	304,626	339,323	392,725	438,686
	32	231,813	255,045	282,903	305,833	340,831	394,435	440,194
	33	232,920	255,850	284,110	307,040	342,340	396,145	441,904

34	234,126	256,755	285,417	308,448	343,848	397,854	443,513
35	235,233	257,660	286,523	309,856	345,357	399,665	444,921
36	236,238	258,364	287,730	311,264	346,865	401,374	446,329
37	237,244	259,068	289,138	312,571	348,475	402,983	447,435
38	238,552	259,973	290,245	313,878	350,084	404,693	448,743
39	239,859	260,878	291,351	315,286	351,592	406,503	450,050
40	241,066	261,783	292,356	316,694	353,101	408,314	451,458
41	241,870	262,185	293,362	318,203	354,308	409,822	452,464
42	242,876	262,990	294,569	319,611	355,816	411,331	453,168
43	243,882	263,795	295,776	321,019	357,325	412,839	453,972
44	244,887	264,499	296,983	322,326	358,733	414,147	454,576
45	245,893	265,203	298,089	323,131	360,141	415,253	455,481
46	246,899	265,907	299,396	324,539	361,146	416,359	456,185
47	247,804	266,611	300,704	325,947	362,554	417,466	456,990
48	248,609	267,315	301,911	327,455	363,862	418,672	457,794
49	249,413	268,019	303,017	328,562	365,169	419,980	458,498
50	250,318	268,823	304,224	329,869	366,577	421,086	459,202
51	251,223	269,527	305,431	331,177	367,885	422,293	459,906
52	252,028	270,432	306,738	332,484	369,192	423,399	460,711
53	252,631	271,337	308,146	333,791	370,701	424,606	461,515
54	253,536	272,444	309,453	335,099	371,907	425,612	462,320
55	254,442	273,550	310,761	336,406	373,014	426,718	463,024
56	255,246	274,757	311,968	337,714	374,220	427,824	463,728
57	255,950	275,964	312,772	338,619	375,327	428,931	464,532
58	256,855	277,372	313,979	339,926	376,232	429,433	
59	257,459	278,679	315,186	341,133	377,238	430,037	
60	258,263	279,986	316,594	342,440	378,143	430,439	
61	258,967	281,193	317,700	343,446	378,746	431,043	
62	259,671	282,400	319,008	344,351	379,551	431,545	
63	260,375	283,506	320,214	345,457	380,355	431,948	
64	261,079	284,613	321,421	346,664	381,160	432,451	
65	261,683	285,618	322,628	347,771	381,864	432,953	
66	262,387	286,825	323,935	348,977	382,568	433,356	
67	262,990	288,032	325,142	350,184	383,372	433,657	
68	263,593	289,038	326,349	351,190	384,076	433,959	
69	264,197	290,043	327,053	352,196	384,680	434,361	



	70	264,800	291,451	328,159	353,201	385,283
	71	265,605	292,759	329,266	354,308	385,987
	72	266,409	293,966	330,171	355,414	386,591
	73	267,616	294,971	331,277	356,218	387,295
	74	268,723	296,279	331,981	357,325	387,797
	75	269,728	297,486	333,087	358,431	388,401
	76	270,734	298,692	334,194	359,437	388,904
	77	271,639	300,000	335,300	360,141	389,306
	78	272,544	301,207	336,507	360,945	389,909
	79	273,449	302,413	337,613	361,750	390,412
	80	274,354	303,620	338,719	362,454	390,714
定年	81	275,159	304,123	339,826	363,057	391,016
前再	82	276,064	305,330	340,932	363,560	391,519
任用	83	276,969	306,436	341,938	364,163	391,921
短時	84	277,573	307,543	343,044	364,666	392,223
間勤						
務職	85	278,277	308,649	343,949	365,270	392,524
員以	86	278,981	309,856	344,955	365,773	393,027
外の	87	279,685	311,063	345,860	366,376	393,530
職員	88	280,389	312,169	346,865	366,879	393,932
	89	281,193	313,275	347,771	367,281	394,234
	90	281,998	314,482	348,575	367,683	394,636
	91	282,802	315,689	349,380	368,287	395,139
	92	283,607	316,795	350,184	368,790	395,541
	93	284,411	317,600	350,788	369,091	395,944
	94	285,417	318,304	351,391	369,594	396,346
	95	286,322	319,008	352,095	369,997	396,849
	96	287,227	319,611	352,698	370,298	397,251
	97	287,831	320,114	353,101	370,902	397,653
	98	288,434	320,416	353,503	371,405	398,056
	99	289,038	321,019	354,006	371,907	398,558
	100	289,943	321,622	354,408	372,410	398,961
	101	290,747	322,025	354,911	373,014	399,363
	102	291,552	322,628	355,313	373,516	
	103	292,356	323,231	355,816	374,019	
	104	293,161	323,734	356,218	374,422	
	105	293,764	324,137	356,520	375,025	

106	294,267	324,639	357,023	375,528
107	294,770	325,142	357,425	376,031
108	295,172	325,645	357,727	376,534
109	295,374	326,047	358,230	377,137
110	295,675	326,450	358,733	377,539
111	295,876	326,751	359,236	378,042
112	296,178	327,053	359,738	378,545
113	296,480	327,355	360,241	379,148
114	296,681	327,757	360,744	
115	296,983	328,159	361,247	
116	297,184	328,461	361,649	
117	297,486	328,662	362,052	
118	297,787	328,964	362,454	
119	298,089	329,366	362,957	
120	298,391	329,567	363,459	
121	298,692	329,769	363,862	
122	299,095	330,070	364,365	
123	299,396	330,372	364,867	
124	299,799	330,674	365,370	
125	300,000	330,875	365,672	
126	300,201	331,177		
127	300,503	331,579		
128	300,905	331,780		
129	301,106	331,981		
130	301,408	332,182		
131	301,810	332,584		
132	302,212	332,786		
133	302,413	333,087		
134	302,715	333,490		
135	303,117	333,892		
136	303,419	334,294		
137	303,620	334,596		
138	303,922	334,998		
139	304,324	335,400		
140	304,626	335,803		
141	304,827	336,104		

142	305,229	336,507					
143	305,632	336,808					
144	305,933	337,211					
145	306,135	337,512					
146	306,336	337,915					
147	306,637	338,317					
148	307,040	338,719					
149	307,241	339,021					
150	307,442	339,423					
151	307,744	339,826					
152	308,045	340,228					
153	308,448	340,530					
154	308,649						
155	308,850						
156	309,152						
157	309,453						
158	309,755						
159	310,057						
160	310,359						
161	310,761						
162	311,063						
163	311,364						
164	311,666						
165	312,068						
166	312,370						
167	312,672						
168	312,973						
169	313,376						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	237,445	257,861	265,102	275,360	291,753	329,165	373,919

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条 省略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条 省略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>

( 教育職員の給与に関する条例の一部改正 )

**第3条** 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 育児短時間勤務教育職員等の給料月額の算出方法 )</p> <p><b>第8条</b> 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員（以下「育児短時間勤務教育職員等」という。）の給料月額は、第5条から第7条 _____ までの規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額 _____ に、教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定に</p>	<p>( 育児短時間勤務教育職員等の給料月額の算出方法 )</p> <p><b>第8条</b> 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員（以下「育児短時間勤務教育職員等」という。）の給料月額は、第5条から前条（第2項を除く。）までの規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額 <u>又はその者の属する職務の級に応じた額</u>に、教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定に</p>

より定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（期末手当）

#### 第19条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 省略

（勤勉手当）

#### 第19条の4 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 省略

#### 附 則

22 省略

23 附則第17項の規定の適用を受ける教育職員であつて、第12条の2第4項に規定する指定日の前日において当該教育職員以外の教育職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「おけるべき地手当の月額」とあるのは、「当該教育職員が受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額に、同日に受けていたべき地手当の支給割合（第2項に規定する支給割合をいう。）を乗じて得た額」とする。

24 附則第17項の規定の適用を受ける教育職員であつて、第12条の3第6項に規定する指定日の前日において当該教育職員以外の教育職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「おける給料」とあるのは、「当該教育職員が受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）」とする。

25 附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料を支給される

より定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（期末手当）

#### 第19条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 省略

（勤勉手当）

#### 第19条の4 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

#### 附 則

22 省略

23 附則第19項又は前2項\_\_\_\_\_の規定による給料を支給される

教育職員に対する第17条の4第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

26 省略

教育職員に対する第17条の4第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 省略

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,210	194,502	276,466	304,928	410,828
	2	179,718	196,614	278,780	307,543	412,337
	3	181,327	198,726	281,093	310,359	413,845
	4	182,836	200,938	283,205	312,772	415,253
	5	184,445	203,050	285,417	315,085	416,560
	6	186,356	205,162	287,630	317,197	417,968
	7	188,166	207,274	289,842	319,309	419,376
	8	190,077	209,386	291,954	321,421	420,784
	9	191,786	211,599	294,066	323,433	422,192
	10	193,898	214,012	296,379	325,645	423,600
	11	195,910	216,326	298,692	327,958	425,008
	12	197,921	218,538	300,804	330,271	426,316
	13	199,933	220,952	303,017	332,484	427,623
	14	202,045	222,661	304,827	334,294	429,031
	15	204,157	224,170	306,637	336,104	430,439
	16	206,269	225,679	308,347	337,814	431,847
	17	208,481	227,388	309,956	339,524	433,054
	18	210,593	228,696	312,169	341,535	434,361
	19	212,806	229,903	314,281	343,547	435,568
	20	214,716	231,210	316,594	345,558	436,876
	21	216,929	232,920	318,605	347,569	437,982
	22	218,538	234,629	320,818	349,179	439,189
	23	220,047	236,339	323,030	350,788	440,496
	24	221,555	237,948	325,343	352,296	441,804
	25	223,064	239,457	327,556	353,805	443,111
	26	224,170	241,468	329,769	355,615	444,318
	27	225,276	243,379	331,881	357,325	445,323
	28	226,483	245,290	333,892	359,034	446,430
	29	227,992	246,999	335,903	360,644	447,637
	30	229,500	249,413	337,311	362,253	448,441
	31	231,009	251,827	338,719	363,862	449,246
	32	232,517	254,240	340,328	365,370	450,151

33	233 825	256 654	341 837	366 678	451 056
34	235 434	259 068	343 848	368 186	451 559
35	237 144	261 381	345 960	369 695	452 062
36	238 552	263 593	347 771	371 405	452 565
37	239 859	265 806	349 581	373 114	453 067
38	241 267	268 019	351 291	374 623	
39	242 675	270 432	353 000	375 930	
40	244 083	272 544	354 609	377 338	
41	245 390	274 857	356 118	378 444	
42	246 698	277 170	357 828	379 852	
43	247 905	279 383	359 437	381 260	
44	249 212	281 495	361 046	382 769	
45	250 519	283 607	362 755	384 177	
46	251 827	285 819	364 465	385 786	
47	253 034	287 931	365 773	387 295	
48	254 140	289 842	367 181	388 803	
49	255 246	291 954	368 387	390 111	
50	256 554	293 664	369 896	391 619	
51	257 861	295 474	371 505	393 027	
52	258 867	297 184	373 014	394 334	
53	259 973	298 491	374 422	395 541	
54	261 381	300 503	375 930	396 849	
55	262 387	302 413	377 439	397 955	
56	263 392	304 425	378 847	399 061	
57	264 398	306 436	380 255	400 268	
58	265 404	308 548	381 663	401 475	
59	266 409	310 761	382 970	402 682	
60	267 415	312 973	384 277	403 889	
61	268 320	315 085	385 183	404 995	
62	269 024	317 398	386 389	406 001	
63	269 728	319 611	387 496	407 308	
64	270 332	321 723	388 602	408 515	
65	271 036	323 835	389 407	409 722	
66	272 242	325 343	390 513	410 828	
67	273 349	326 852	391 519	411 934	
68	274 455	328 361	392 524	413 040	



	69	275,762	330,070	393,630	414,046
	70	277,170	332,082	394,636	415,253
	71	278,377	334,093	395,742	416,460
	72	279,584	336,004	396,849	417,667
	73	280,389	337,814	397,854	418,270
	74	281,294	339,826	398,961	419,075
定年	75	282,299	341,736	400,067	419,779
前再	76	283,305	343,647	401,073	420,282
任用	77	284,210	345,357	401,978	420,583
短時	78	285,216	347,167	402,883	420,986
間勤	79	286,322	348,877	403,889	421,388
務教	80	287,127	350,587	404,894	421,790
育職	81	287,931	352,397	405,699	422,092
員以	82	288,736	354,106	406,503	422,494
外の	83	289,541	355,514	407,207	422,896
教育	84	290,345	357,124	408,012	423,198
職員	85	291,250	358,330	408,716	423,500
	86	292,055	359,940	409,521	423,902
	87	292,759	361,448	410,225	424,304
	88	293,563	362,957	410,929	424,606
	89	294,468	364,264	411,532	424,908
	90	295,374	365,571	412,236	425,209
	91	296,279	366,879	412,739	425,511
	92	296,983	368,287	413,443	425,712
	93	297,284	369,695	413,845	425,913
	94	297,988	371,002	414,247	426,215
	95	298,692	372,209	414,549	426,517
	96	299,396	373,315	414,851	426,718
	97	300,100	374,321	415,052	426,919
	98	300,905	375,327	415,354	427,221
	99	301,710	376,332	415,655	427,523
	100	302,413	377,238	415,856	427,724
	101	303,117	378,042	416,058	427,925
	102	303,520	379,048	416,359	
	103	303,922	379,953	416,661	
	104	304,324	380,858	416,862	

105	304 525	381 663	417 063
106	304 827	382 568	417 365
107	305 129	383 473	417 667
108	305 330	384 378	417 868
109	305 531	385 183	418 069
110	305 732	386 188	418 371
111	306 034	387 093	418 672
112	306 336	387 999	418 874
113	306 537	388 602	419 075
114	306 738	389 507	419 376
115	306 939	390 412	419 678
116	307 241	391 317	419 879
117	307 543	392 122	420 080
118	307 744	392 826	
119	308 045	393 630	
120	308 347	394 435	
121	308 548	395 038	
122	308 749	395 843	
123	308 951	396 547	
124	309 252	397 251	
125	309 554	397 854	
126		398 558	
127		399 061	
128		399 665	
129		400 369	
130		400 972	
131		401 475	
132		401 978	
133		402 280	
134		402 581	
135		402 883	
136		403 185	
137		403 486	
138		403 788	
139		404 090	
140		404 391	

	141		404,693			
	142		404,995			
	143		405,297			
	144		405,598			
	145		405,799			
	146		406,101			
	147		406,403			
	148		406,604			
	149		406,805			
	150		407,107			
	151		407,409			
	152		407,610			
	153		407,811			
	154		408,113			
	155		408,414			
	156		408,615			
	157		408,817			
定年前再 任用 短時 間勤 務教 育職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		227,489	273,650	300,804	327,355	408,917

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,542円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,210	220,952	276,466	339,524	421,086
	2	179,718	222,661	278,780	341,535	422,896
	3	181,327	224,170	281,093	343,547	424,707
	4	182,836	225,679	283,205	345,558	426,316
	5	184,445	227,388	285,417	347,569	427,824
	6	186,356	228,696	287,630	349,179	429,333
	7	188,166	229,903	289,842	350,788	431,143
	8	190,077	231,210	291,954	352,296	432,953
	9	191,786	232,920	294,066	353,805	434,663
	10	193,898	234,629	296,379	355,816	436,473
	11	195,910	236,339	298,692	357,828	438,384
	12	197,921	237,948	300,804	359,738	440,194
	13	199,933	239,457	303,017	361,649	441,904
	14	202,045	241,468	304,827	363,560	443,815
	15	204,157	243,379	306,637	365,370	445,625
	16	206,269	245,290	308,347	366,979	447,536
	17	208,481	246,999	309,956	368,589	449,246
	18	210,593	249,413	312,169	370,399	451,056
	19	212,806	251,827	314,281	372,209	452,866
	20	214,716	254,240	316,594	374,019	454,676
	21	216,929	256,654	318,605	375,628	456,286
	22	218,538	259,068	320,818	377,539	457,995
	23	220,047	261,381	323,030	379,249	459,906
	24	221,555	263,593	325,343	380,959	461,616
	25	223,064	265,806	327,556	382,266	463,325
	26	224,271	268,019	329,769	384,076	464,935
	27	225,477	270,432	331,881	385,887	466,544
	28	226,785	272,544	333,892	387,797	468,052
	29	228,092	274,857	335,903	389,608	469,561
	30	229,601	277,170	337,311	391,418	470,868
	31	231,210	279,383	338,719	393,329	472,176
	32	232,618	281,495	340,328	395,240	473,483

33	234,026	283,607	341,837	396,849	474,690
34	235,736	285,819	343,848	398,558	475,394
35	237,546	287,931	345,960	400,168	476,098
36	239,054	289,842	347,771	401,877	476,802
37	240,462	291,954	349,681	403,084	477,405
38	241,971	293,664	351,592	404,492	
39	243,479	295,474	353,503	405,900	
40	244,988	297,184	355,414	407,308	
41	246,396	298,491	357,325	408,917	
42	247,703	300,503	359,236	410,325	
43	248,910	302,413	361,146	411,633	
44	250,017	304,425	363,057	413,040	
45	251,123	306,436	364,867	414,448	
46	252,330	308,548	366,778	415,756	
47	253,536	310,761	368,689	417,264	
48	254,542	312,973	370,600	418,773	
49	255,648	315,085	372,209	420,382	
50	256,956	317,398	374,019	421,790	
51	258,163	319,611	375,930	423,399	
52	259,470	321,723	377,942	424,908	
53	260,576	323,835	379,752	426,617	
54	261,783	325,343	381,562	428,126	
55	263,091	326,852	383,272	429,735	
56	264,096	328,361	384,881	431,344	
57	265,203	330,070	386,389	432,853	
58	265,907	332,082	387,999	434,361	
59	266,912	334,093	389,608	435,568	
60	267,918	336,004	391,217	436,775	
61	268,823	337,814	392,424	437,982	
62	269,628	339,826	393,832	439,289	
63	270,432	341,837	395,240	440,597	
64	271,237	343,748	396,547	441,804	
65	272,343	345,457	397,754	443,010	
66	273,650	347,469	398,961	444,217	
67	274,958	349,480	400,268	445,424	
68	276,265	351,492	401,576	446,631	

	69	277,472	353,302	402,883	447,838
	70	278,679	355,213	404,190	449,045
	71	279,886	357,124	405,598	450,251
	72	281,093	359,034	406,805	451,458
定年					
前再	73	282,098	360,644	408,012	452,565
任用	74	283,104	362,554	409,420	453,168
短時	75	284,110	364,365	410,828	453,671
間勤	76	285,015	366,275	412,135	454,174
務教					
育職	77	285,920	368,086	413,342	454,676
員以	78	286,825	369,795	414,549	
外の	79	287,730	371,405	415,856	
教育	80	288,635	373,014	417,264	
職員					
	81	289,440	374,422	418,572	
	82	290,546	375,930	419,779	
	83	291,552	377,338	420,784	
	84	292,558	378,646	421,991	
	85	293,563	379,752	423,198	
	86	294,569	381,160	424,405	
	87	295,575	382,568	425,612	
	88	296,580	383,875	426,617	
	89	297,687	385,082	427,724	
	90	298,793	386,389	428,729	
	91	299,899	387,496	429,735	
	92	300,905	388,703	430,741	
	93	301,408	389,909	431,646	
	94	302,413	391,016	432,451	
	95	303,520	392,223	433,255	
	96	304,727	393,429	434,060	
	97	305,732	394,837	434,864	
	98	306,839	395,843	435,266	
	99	307,844	396,849	435,669	
	100	308,850	397,854	436,071	
	101	309,655	398,760	436,473	
	102	310,761	399,765	436,775	
	103	311,767	400,872	437,077	
	104	312,772	401,978	437,278	

105	313 ,376	402 ,682	437 ,580
106	314 ,281	403 ,587	437 ,881
107	315 ,085	404 ,492	438 ,183
108	315 ,890	405 ,397	438 ,384
109	316 ,594	406 ,202	438 ,585
110	316 ,996	407 ,107	438 ,887
111	317 ,398	407 ,911	439 ,189
112	317 ,901	408 ,716	439 ,390
113	318 ,404	409 ,319	439 ,591
114	318 ,806	410 ,023	439 ,893
115	319 ,309	410 ,727	440 ,194
116	319 ,712	411 ,431	440 ,396
117	320 ,214	412 ,035	440 ,597
118	320 ,717	412 ,538	
119	321 ,120	412 ,940	
120	321 ,622	413 ,342	
121	322 ,125	413 ,644	
122	322 ,527	413 ,946	
123	323 ,030	414 ,247	
124	323 ,533	414 ,448	
125	324 ,137	414 ,650	
126	324 ,438	414 ,951	
127	324 ,740	415 ,253	
128	325 ,042	415 ,454	
129	325 ,243	415 ,655	
130	325 ,545	415 ,957	
131	325 ,846	416 ,259	
132	326 ,148	416 ,460	
133	326 ,349	416 ,661	
134	326 ,550	416 ,963	
135	326 ,751	417 ,264	
136	327 ,053	417 ,466	
137	327 ,355	417 ,667	
138	327 ,556	417 ,968	
139	327 ,858	418 ,270	
140	328 ,159	418 ,471	

	141	328,361	418,672			
	142	328,562	418,974			
	143	328,863	419,276			
	144	329,065	419,477			
	145	329,366	419,678			
	146	329,567				
	147	329,869				
	148	330,171				
	149	330,372				
	150	330,573				
	151	330,875				
	152	331,177				
	153	331,378				
定年前再任用短時間勤務教育職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		236,339	276,869	305,732	334,093	418,974

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,743円をそれぞれ加算した額とする。



**第4条** 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条</b> 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条</b> 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>

( 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正 )

**第5条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 知事等の給与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>( 非常勤の職員の給与 )</p> <p><b>第10条</b> 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>34,300円</u>を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>( 知事等の給与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>( 非常勤の職員の給与 )</p> <p><b>第10条</b> 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>34,200円</u>を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>

**第6条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事等の給与)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(知事等の給与)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第7条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p><b>別表第1(第5条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>404,291</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>463,627</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>524,975</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>606,437</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>704,995</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>804,560</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2(第5条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>337,915</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>373,114</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>400,268</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>404,291</u>	2	<u>463,627</u>	3	<u>524,975</u>	4	<u>606,437</u>	5	<u>704,995</u>	6	<u>804,560</u>	号給	給料月額		円	1	<u>337,915</u>	2	<u>373,114</u>	3	<u>400,268</u>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p><b>別表第1(第5条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>400,029</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>458,325</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>518,631</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>599,039</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>696,534</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>795,034</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2(第5条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>333,693</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>368,871</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>396,009</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>400,029</u>	2	<u>458,325</u>	3	<u>518,631</u>	4	<u>599,039</u>	5	<u>696,534</u>	6	<u>795,034</u>	号給	給料月額		円	1	<u>333,693</u>	2	<u>368,871</u>	3	<u>396,009</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>404,291</u>																																																				
2	<u>463,627</u>																																																				
3	<u>524,975</u>																																																				
4	<u>606,437</u>																																																				
5	<u>704,995</u>																																																				
6	<u>804,560</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>337,915</u>																																																				
2	<u>373,114</u>																																																				
3	<u>400,268</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>400,029</u>																																																				
2	<u>458,325</u>																																																				
3	<u>518,631</u>																																																				
4	<u>599,039</u>																																																				
5	<u>696,534</u>																																																				
6	<u>795,034</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>333,693</u>																																																				
2	<u>368,871</u>																																																				
3	<u>396,009</u>																																																				

**第8条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」</p>

とあるのは、「100分の170」とする。

とあるのは、「100分の175」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第9条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
(職員の給与に関する条例等の適用除外等)	(職員の給与に関する条例等の適用除外等)																																				
<p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p><b>別表第1(第7条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>382,166</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>429,433</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>479,718</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>542,072</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>618,505</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>722,092</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>843,782</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>382,166</u>	2	<u>429,433</u>	3	<u>479,718</u>	4	<u>542,072</u>	5	<u>618,505</u>	6	<u>722,092</u>	7	<u>843,782</u>	<p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p><b>別表第1(第7条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>377,917</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>424,152</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>474,407</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>535,718</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>611,100</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>713,621</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>834,233</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>377,917</u>	2	<u>424,152</u>	3	<u>474,407</u>	4	<u>535,718</u>	5	<u>611,100</u>	6	<u>713,621</u>	7	<u>834,233</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>382,166</u>																																				
2	<u>429,433</u>																																				
3	<u>479,718</u>																																				
4	<u>542,072</u>																																				
5	<u>618,505</u>																																				
6	<u>722,092</u>																																				
7	<u>843,782</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>377,917</u>																																				
2	<u>424,152</u>																																				
3	<u>474,407</u>																																				
4	<u>535,718</u>																																				
5	<u>611,100</u>																																				
6	<u>713,621</u>																																				
7	<u>834,233</u>																																				

**第10条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の給与に関する条例等の適用除外等)	(職員の給与に関する条例等の適用除外等)
<p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、</p>	<p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、</p>

第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

4 省略

第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

4 省略

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

**第11条** 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第18条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>（給与の支給）</p> <p><b>第20条</b> 省略</p> <p>2 給与は、毎月1回、その計算期間内の人事委員会規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。ただし、第1号会計年度任用職員の基本報酬（月額で定められたものを除く。）<u>、地域手当に相当する報酬（基本報酬の額が月額で定められた者に係るものを除く。）</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤</p>	<p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第18条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>（給与の支給）</p> <p><b>第20条</b> 省略</p> <p>2 給与は、毎月1回、その計算期間内の人事委員会規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。ただし、第1号会計年度任用職員の基本報酬（月額で定められたものを除く。）<u>並びに</u></p> <p>_____特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤</p>

手当、宿直手当及び日直手当に相当する報酬並びに初任給調整手当に相当する報酬（基本報酬の額が月額で定められた者に係るものを除く。）並びに第2号会計年度任用職員の特務勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び日直手当は、毎月1回、その計算期間の翌月の人事委員会規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。

3 省略

手当、宿直手当及び日直手当に相当する報酬 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 並びに第2号会計年度任用職員の特務勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び日直手当は、毎月1回、その計算期間の翌月の人事委員会規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。

3 省略

**第12条** 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p><b>第2条</b> 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特務勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当（以下「地域手当等」という。）、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第12条</b> 期末手当は、任期が6月以上かつ定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者であって、6月1日及び12月1日（以下この条及び第18条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p><b>第12条の2</b> <u>勤勉手当は、任期が6月以上かつ定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者であって、6月1日及び12月1日（以下この条及び第18条の2においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の任期について準用する。</u></p> <p>3 第1項の勤勉手当の額は、<u>勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める</u></p>	<p>(給与)</p> <p><b>第2条</b> 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、報酬<u>及び</u>期末手当 _____ とし、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特務勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当（以下「地域手当等」という。）<u>及び</u>期末手当 _____ とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第12条</b> 期末手当は、任期が6月以上かつ定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者であって、6月1日及び12月1日（以下 _____ これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p>

割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前条第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 職員給与と条例第19条の2及び第19条の3の規定は、第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、職員給与と条例第19条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第12条の2第1項」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

**第18条 省略**

2 省略

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4～6 省略

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

**第18条の2** 勤勉手当は、任期が6月以上であって、基準日にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 前条第2項の規定は、前項の任期について準用する。

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前条第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 職員給与と条例第19条の2及び第19条の3の規定は、第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、職員給与と条例第19条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第18条の2第1項」と読み替えるものとする。

（給与の支給）

**第20条** 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。次項において同じ。）の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2・3 省略

割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前条第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 職員給与と条例第19条の2及び第19条の3の規定は、第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、職員給与と条例第19条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第12条の2第1項」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

**第18条 省略**

2 省略

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の132.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4～6 省略

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

**第18条の2** 勤勉手当は、任期が6月以上であって、基準日にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 前条第2項の規定は、前項の任期について準用する。

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前条第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 職員給与と条例第19条の2及び第19条の3の規定は、第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、職員給与と条例第19条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第18条の2第1項」と読み替えるものとする。

（給与の支給）

**第20条** 給与（期末手当\_\_\_\_\_を除く。次項において同じ。）の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2・3 省略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)第18条の4及び別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定、第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)第10条の規定、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の職員給与条例第10条の規定は同年6月1日から、改正後の職員給与条例第19条及び第19条の4の規定、改正後の教育職員給与条例第19条及び第19条の4の規定、改正後の特別職給与条例第3条の規定、改正後の任期付職員給与条例第6条の規定、改正後の任期付職員給与条例第8条の規定並びに第11条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)第12条及び第18条の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与条例、改正後の教育職員給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付職員給与条例、改正後の任期付職員給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第9条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第11条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の職員給与条例の規定による給与、改正後の教育職員給与条例の規定による給与、改正後の特別職給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員給与条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(通勤手当の特例)

- 4 令和5年6月1日前に通勤手当(同月を含む支給単位期間(職員の給与に関する条例第10条第5項に規定する支給単位期間をいう。)に係るものに限る。)を支給されていた職員のうち、同条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(同条第1項第3号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び同条第2項第2号に定める額の合計額)が78,000円を超えるものには、当該超える金額のうち人事委員会規則で定める額を通勤手当として支給する。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

○愛媛県条例第34号

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第1条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<b>別表(第2条 第4条、第7条関係)</b>			<b>別表(第2条 第4条、第7条関係)</b>		
1 消防防災関係事務手数料			1 消防防災関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~73 省略			1~73 省略		
74 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の	貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可に	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合して	74 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の	貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可に	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項)の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合して

規定に基づく 同法第36条第 1項の許可に 係る貯蔵施設 又は特定供給 設備の完成検 査	係る完 成検査 申請手 数料	いと認められた液化石油ガスに 係る施設（以下この項及び75の項 において「完成検査合格施設」と いう。）であるものを除く。）の 数を乗じて得た額と5,800円に完成 検査合格施設である貯蔵施設又は 特定供給設備の数を乗じて得た額 との合計額	規定に基づく 同法第36条第 1項の許可に 係る貯蔵施設 又は特定供給 設備の完成検 査	係る完 成検査 申請手 数料	いと認められた液化石油ガスに 係る施設（以下この項及び75の項 において「完成検査合格施設」と いう。）であるものを除く。）の 数を乗じて得た額と5,800円に完成 検査合格施設である貯蔵施設又は 特定供給設備の数を乗じて得た額 との合計額
75～90 省略			75～90 省略		
備考 省略			備考 省略		
2～6 省略			2～6 省略		

（愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

**第2条** 愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表（第2条関係）</b>		<b>別表（第2条関係）</b>	
事 務	市町	事 務	市町
1～21の2 省略		1～21の2 省略	
22 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(59) 省略 <u>59の2 法第39条の21第1項の規定に基づく変更の工事等の届出の受理に関する事務</u> <u>59の3 法第39条の23の規定に基づく危害予防規程の提出の要求に関する事務</u> (60)～(77) 省略 (78) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第56条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する容器のくず化等の命令に関する事務 (79)～(84) 省略 (85) 政令第18条第2項第6号イの規定に基づく法第56条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同条第1項に規定する附属品のくず化等の命令に関する事務 (86)～(94) 省略	松山市 及び新 居浜市	22 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(59) 省略 _____ に規定する容器のくず化等の命令に関する事務 (60)～(77) 省略 (78) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第56条第1項 _____ において準用する同条第1項に規定する附属品のくず化等の命令に関する事務 (79)～(84) 省略 (85) 政令第18条第2項第6号イの規定に基づく法第56条第4項 _____ において準用する同条第1項に規定する附属品のくず化等の命令に関する事務 (86)～(94) 省略	松山市 及び新 居浜市
23～26の4 省略		23～26の4 省略	
26の5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。）第19条第1項の規定に基づく法第171条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第19条第1項の規定に基づく法第172条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査に	各町	26の5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。）第18条第1項の規定に基づく法第171条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第18条第1項の規定に基づく法第172条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査に	各町



関する事務 (3) 政令第19条第1項の規定に基づく法第173条第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務 (4) 政令第19条第2項の規定に基づく報告に関する事務 27～62 省略	関する事務 (3) 政令第18条第1項の規定に基づく法第173条第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務 (4) 政令第18条第2項の規定に基づく報告に関する事務 27～62 省略
--	--

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第35号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

**災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例**

災害派遣手当の支給に関する条例（昭和38年愛媛県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（災害派遣手当の額） <b>第2条</b> 災害派遣手当の額は、派遣職員が愛媛県の区域内に滞在することを要する期間について、災害対策基本法第32条第1項に規定する職員に対して支給する場合にあつては災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号） <u>第4条の5</u> の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とし、大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員に対して支給する場合にあつては大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき内閣総理大臣が定めた基準による額とする。	（災害派遣手当の額） <b>第2条</b> 災害派遣手当の額は、派遣職員が愛媛県の区域内に滞在することを要する期間について、災害対策基本法第32条第1項に規定する職員に対して支給する場合にあつては災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号） <u>第10条</u> の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とし、大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員に対して支給する場合にあつては大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき内閣総理大臣が定めた基準による額とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第36号

えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

**えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例**

えひめこどもの城管理条例（平成17年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第2（第6条、第9条、第13条、第14条関係）</b>			<b>別表第2（第6条、第9条、第13条、第14条関係）</b>		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
省略			省略		
ジップライン	1人1往復につき	<u>2,700円</u>	ジップライン	1人1往復につき	<u>2,500円</u>

自動運転電動カート	1人1回につき	300円
-----------	---------	------

**附 則**

この条例は、令和6年3月1日から施行する。